

第五十五回国会 大蔵委員会石炭対策特別委員会連合審査会議録 第一号

昭和四十二年五月十六日(火曜日)

午後五時二十三分開議

出席委員

大蔵委員会

委員長 内田 常雄君

理事 原田 憲君

理事 三池 信君

理事 吉田 重延君

理事 武藤 山治君

理事 足立 篤郎君

理事 小峯 柳多君

理事 西岡 武夫君

理事 山下 元利君

理事 只松 祐治君

理事 永末 英一君

石炭対策特別委員会

委員長 多賀谷貞稔君

理事 神田 博君

理事 西岡 武夫君

理事 岡田 利春君

理事 池田 龍治君

理事 進藤 一馬君

理事 井手 以誠君

理事 田畑 金光君

出席國務大臣

大蔵 大臣 水田三喜男君

通商産業大臣 菅野和太郎君

出席政府委員

大蔵政務次官 小沢 辰男君

大蔵省主計局次長 岩尾 一君

大蔵省主計局次長 相沢 英之君

厚生省年金局長 伊部 英男君

通商産業大臣官房會計課長 矢島 嗣郎君

通商産業省石炭局長 井上 亮君

通商産業省鉱山保安局長 中川理一郎君

労働省職業安定局長 有馬 元治君

委員外の出席者

専門員 坂井 光三君

本日の会議に付した案件

石炭対策特別会計法案(内閣提出第四五号)

(内田大蔵委員長、委員長席に着く)

○内田委員長 これより大蔵委員会石炭対策特別委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして、大蔵委員長の私が委員長の職務を行ないます。

石炭対策特別会計法案を議題といたします。

石炭対策特別会計法案

(設置)

第一条 石炭対策に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

2 この法律において「石炭対策」とは、石炭鉱業の現状及びその動向がもたらす国民経済的影響にかんがみ、石炭鉱業の合理化及び安定、これに関連する雇用の安定、産炭地域の振興並びに石炭鉱害の復旧のためにとられる総合的な施策に関する財政上の措置であつて、次に掲げるものをいう。

一 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)、石炭鉱業再建整備臨時措置

法(昭和四十二年法律第 号)その他の法令に基づき、又は予算の範囲内において行なう炭鉱離職者のための緊急就労対策事業、職業訓練の実施若しくは再就職援助業務に係る補助又は炭鉱離職者に対する就職促進手当の支給

三 産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二十九号)に基づき産炭地域における鉱工業等の振興を図るために行なう事業に係る補助で政令で定めるもの又は産炭地域振興事業団に対する出資

四 臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二十九号)に基づく鉱害復旧工事に係る補助又は鉱害基金に対する出資

五 前各号に掲げる措置に附帯し、又は密接に関連する財政上の措置で政令で定めるもの(以下「附帯事務等に関する措置」という。)

(管理)

第二条 この会計は、大蔵大臣、通商産業大臣及び労働大臣(以下「所管大臣」という。)が、法令で定めるところに従い、管理する。

2 この会計の管理に関する事務は、政令で定め

るところにより、会計全体の計算整理に関するものについては通商産業大臣が、その他のものについては、所掌事務の区分に応じ、所管大臣の全部又は一部が行なうものとする。

(歳入及び歳出)

第三条 この会計においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。

一次条の規定により石炭対策に要する費用の財源に充てられる関税収入

二 石炭鉱業再建整備臨時措置法第六号又は第十一号第二項の規定による納付金

三 附帯事務等に関する措置に基づく収入金

四 第十二条第三項ただし書の規定による一時借入金

この会計においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつてその歳出とする。

一 石炭鉱業合理化事業団の業務の運営に要する資金に充てるための補助金及び出資金

二 坑道展開の効率化、保安の確保、鉱業技術の開発その他石炭鉱業の生産の合理化を図るための補助金

三 石炭鉱業再建整備臨時措置法第四条第一項に規定する元利補給契約に基づく元利補給金、同法第十条第一項の規定による補償金その他石炭鉱業の経営経理の改善又は安定を図るための補助金

四 電力業又は鉄鋼製造業の用に供する石炭の需要を確保するための交付金及び電源開発株式会社等の事業施設で石炭の需要の増加に資するものの整備に要する資金に充てるための出資金

五 第一条第二項第二号の補助金及び就職促進手当

六 第一条第二項第三号又は第四号の補助金及び出資金

七 附帯事務等に関する措置に要する費用
八 第十二条第一項の規定による一時借入金
の利子並びに同条第三項ただし書の規定により
借り換えた一時借入金の償還金及び利子
九 事務取扱費
(石油に係る関税収入の帰属)

第四条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四
号)別表第二七・〇九号に掲げる石油及び歴青
油の原油(以下この条において「原油」という。)
並びに同表第二七・一〇号の一の四に掲げる重
油及び粗油(以下この条において「重油等」とい
う。)に係る関税収入のうち、次に掲げる金額に
相当するものは、石炭対策に要する費用の財源
に充てるため、この会計の歳入に組み入れるも
のとする。

一 原油及び関税暫定措置法(昭和三十五年法
律第三十六号)別表第二七・一〇号の一の四に
掲げる製油の原料として使用される重油等に
係る関税収入にあつては、その関税の毎年度
の収納済額から、当該年度におけるその関税
についての還付すべき金額(同法第七条の五
第一項の規定により還付すべき金額を除く。)
と払い戻すべき金額として政令で定めるとこ
ろにより算定した額との合計額を控除した金
額の六百四十分の五百三十に相当する額
二 重油等(前号に規定するものを除く)に係
る関税収入のうち、関税暫定措置法別表第二
七・一〇号の一の四のAの(2)に掲げる重油等
に係るものにあつてはその全額、同号の一の
四のBの(2)に掲げる重油等に係るものにあつ
てはその七百三十分の三百二十に相当する
額、同号の一の四のCの(2)に掲げる重油等
に係るものにあつてはその六百六十分の二百九
十に相当する額

(歳入歳出予算計算書の作成及び送付)
第五条 所管大臣は、毎会計年度、この会計の歳
入歳出予算計算書を作成し、大蔵大臣に送付し
なければならない。
(歳入歳出予算の区分)

第六条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつ
ては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあ
つては、その目的に従つて項に区分する。
(予算の作成及び提出)
第七条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を
作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出
しなければならない。

2 前項の予算には、第五条に規定する歳入歳出
予算計算書を添附しなければならない。
(剰余金の繰入れ)
第八条 この会計において、毎会計年度の歳入歳
出の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年
度の歳入に繰り入れるものとする。
(歳入歳出決算計算書の作成及び送付)
第九条 所管大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算
計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳
出決算計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなけ
ればならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)
第十条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳
出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とと
もに、国会に提出しなければならない。
2 前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳
入歳出決算計算書を添附しなければならない。
(余剰金の預託)
第十一条 この会計において、支払上現金に余剰
があるときは、これを資金運用部に預託するこ
とができる。
(一時借入金等)
第十二条 この会計において、支払上現金に不足
があるときは、この会計の負担において、一時
借入金をし、又は国庫余剰金を繰り替えて使用
することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金の限
度額については、予算をもつて、国会の議決を
経なければならない。
3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金
は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。
ただし、歳入不足のため償還すること

ができないときは、その償還することができな
い金額を限り、一時借入金の借換えをすること
ができる。
4 前項ただし書の規定により借り換えた一時借
入金は、その借換えをしたときから一年内に償
還しなければならない。

(一時借入金の借入れ及び償還の事務)
第十三条 前条の規定による一時借入金の借入れ
及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。
(国債整理基金特別会計への繰入れ)
第十四条 第十二条第一項の規定による一時借入
金の利子並びに同条第三項ただし書の規定によ
り借り換えた一時借入金の償還金及び利子の支
出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金
特別会計に繰り入れなければならない。
(支出残額の繰越し)
第十五条 この会計において、毎会計年度の歳出
予算における支出残額は、翌年度に繰り越して
使用することができる。

2 所管大臣は、前項の規定による繰越しをした
ときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなけ
ればならない。
3 第一項の規定による繰越しをしたときは、当
該経費については、財政法(昭和二十二年法律
第三十四号)第三十一条第一項の規定による予
算の配賦があつたものとみなす。この場合にお
いては、同条第三項の規定による通知は、必要
としない。
(実施規定)
第十六条 この法律の実施のための手続その他そ
の執行について必要な事項は、政令で定める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十
二年の予算から適用する。
2 この法律は、昭和四十六年三月三十一日まで
に廃止するものとする。
3 財政法第三十条第二項の規定により昭和四十
二年の一般会計の暫定予算が失効することとな
つた場合には、当該予算に基づいてした支出

又は債務の負担で石炭対策に要する費用に係る
ものは、同年度のこの会計の予算に基づいてし
たものとみなす。
4 この法律の施行の日の前日までに収入した昭
和四十二年度分の第四条の関税収入は、この会
計の歳入とみなす。

5 関税定率法等の一部を改正する法律(昭和四
十二年法律第 号)附則第四条又は同法に
よる改正前の関税暫定措置法第七条の五第一
項、第七条の六第一項若しくは第七条の七第一
項の規定により還付すべき金額がある年度にお
ける第四条第一号の規定の適用については、同
号中「同法第七条の五第一項」とあるのは「同法
第七条の五第一項若しくは関税定率法等の一部
を改正する法律(昭和四十二年法律第 号)
附則第四条又は同法による改正前の関税暫定措
置法(以下この号において「改正前の法」とい
う。)(第七条の五第一項、第七条の六第一項若し
くは第七条の七第一項)と、「相当する額」とあ
るの「相当する額」から改正前の法第七条の五
第一項若しくは第七条の六第一項の規定又はそ
の例により還付すべき金額を控除した額」とす
る。

6 政府は、当分の間、この会計の歳入不足をう
めるため、必要な金額を、予算で定めるところ
により、一般会計からこの会計に繰り入れるこ
とができる。
7 前項の規定による繰入金については、後日、
この会計から、その繰入金に相当する金額に達
するまでの金額を、予算で定めるところによ
り、一般会計に繰り入れなければならない。
8 石炭鉱山保安臨時措置法(昭和三十六年法律
第九十四号)第八条の規定による石炭鉱山整
理交付金又は同法第十六条の規定による支払金
は、この会計の歳出とする。

9 国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十
九年法律第三十六号)の一部を次のように改正
する。
第六条第二項中「交付税及び譲与税配付金特

別会計」の下に「若しくは石炭対策特別会計」を加える。

第十二条中「内閣総理大臣」を「各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）」に改める。

10 治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「（以下「災害復旧事業」という。）」を「又は同項第三号に規定する復旧工事に關する事業（以下「災害復旧事業等」という。）」に、「（災害復旧事業を除く。）」を「（災害復旧事業等を除く。）」に改める。

11 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条に次の一号を加える。

六 石炭対策特別会計の經理を行なうこと。

12 労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三 石炭対策特別会計の經理を行なうこと。

第十条第二項中「第四号及び第四号の二」を「第四号から第四号の三まで」に改め、「緊急失業対策法」の下に「及び炭鉱離職者臨時措置法」を加える。

理由

石炭対策に關する政府の經理を一般會計と区分して明確にするため、特別會計を設置することとし、その財源に充てるものとして石油関稅收入のうち相当額をこの會計に帰屬させる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○内田委員長 趣旨の説明は、さきに配付いたしてあります資料により御了承願うこととして、質疑の通告がありますので、これを許します。三原

朝雄君。

○三原委員 今次一連の石炭対策中、特に石炭鉱業の過重な負担一千億円の財政資金によります肩がわりであるとか、あるいは安定補給金の交付それから、ただいま議題となつております特別會計の新設等は、私企業におきまする体制下においては、一産業に対する国の援助としては全く画期的なものだと敬意を表しております。しかし、内容的につぶさに検討してみますと、いろいろ憂慮すべき問題点があるわけでございます。そういう点について特に大蔵大臣に所信を承りたいと思ひますが、法案の内容にもありますように、この法律は四十五年で一応廃止をするという時限的な立法になっております。そこで、私どもは、石炭産業の現時点における問題点、あるいは将来に對します見通し等を考へてまいります場合に、問題の整理についてそれがはたして完全に消化できるかというような点について非常に心配をいたしております。

そこで、大蔵大臣はいろいろそういう点について御検討なさつて今次の特別會計の新設をなさつたと思ひますが、石炭産業の位置づけの問題なり、あるいは現在及び将来に對します石炭産業の見通し等について、大臣の御意見をひとつ承りたいと思ひます。

○水田國務大臣 石炭産業についてはいろいろ問題がございまして、特にああいう石炭鉱業審議會をつくつて検討していただいたその結果、答申が出てまいりましたので、私どもも、あの答申の線に沿つた対策が結局石炭対策として最低限必要なものだらうという認識のもとに、あの線に沿つた措置を今度はとりました。特別會計をつくることも、特別な財源をここに付与するということ、一連の措置をとつたわけでございまして、この措置によつて一応石炭の問題もある程度の解決を見るというふうに私は考へております。

○三原委員 どうも、私も自身石炭産業の現状と将来の見通しとを考へてまいり、しかもこの特別會計制度の内容を検討してみますと、大臣のいまの御意見によりますと、答申の内容を十分納得をしてこれを採用したという御意見でございすが、私どもとしては、先ほど申し上げましたように非常に心配になる。はたして四十五年までに自立安定するような石炭事情になるのかどうかというような問題を、石炭産業プロパーの立場で考へましても、そういう点を痛感いたしております。なお、この法案の内容を見てまいりますと、國民經濟の重荷を排除するための積極的な施策ということは一応受け取れますけれども、しかし、問題はそういう簡単に私は受け取ることができません。したがつて、この問題については運用の問題に於てひとつお尋ねをいたさねばならぬと思うわけでございします。

まず第一には、この中にあります財源をさらに拡充する必要があるから、關稅收入の増加分はするが、そういう立場から、關稅收入の増加分は問題なく本會計に繰り入れられるというようなことを、私どもは考へておりました。この点についてはどういうお考へでございしますか。

○水田國務大臣 石炭対策に使用するために特定財源を基礎にしたこの特別會計をつくつたのでございしますから、この収入はこの対策に使用ということに当然でございします。

○三原委員 そこで、次にお伺ひいたしたいのは、石炭対策費がこの會計の限度で不足する場合もあるわけでございしますが、一般會計から繰り入れることが可能であることは、私もその点はいま大臣の御意見で理解をしますが、その際に何らか条件を付加されるというようなことはございせんか。

○水田國務大臣 この特別會計の財源は、先にいつてだんだんに豊富になる財源をもとにしておりますので、そのことを考へ、もう一つは、石炭対策は現在が重要でございしますので、現在有効な対策を立てなければならぬ、それについては、いま見込まれる財源では困難だという点があるかと思ひますので、そういう意味で、当面必要なもの

は、この財源が不足する場合は一般會計から出してもいい、それはもうこの財源だけで縛らないというかわりに、これが先にいつてこの財源が余らないということなら、それはそれでやむを得ませんが、もし一定の必要な対策を立ててなおかつ財源が余るといふ事態になれば、一応これは一般會計に返してもらう、こういう最初からの關係省の約束でこの特別會計ができておりますので、いま必要なものは私どもは金を借しまないで一般會計からも出しますかわりに、これが余つた場合には一般會計に返してもらう、これはこれでいいんじゃないかと思つております。

○三原委員 先ほど申し上げましたが、四十五年でこの法律は廃止になるわけでございしますが、簡単に石炭のことを考へておられぬことも十分わかりますけれども、先ほどお尋ねしましたように、四十五年までに石炭業者が自立安定できるという考へ方にお立ちになっておるかどうかというような点、もう一回ひとつはつきり御意見を承りたいと思ひます。

これは大蔵大臣に云々というよりも通産大臣の所管でございしますけれども、ただ私は、特に特別會計の問題と關連をして質問をいたしておりますので、ひとつ大蔵大臣から、そういう見通しに立つておるから四十五年で廃止をするのだというような点を承つておきたい。それについては、私は、この法律を見ますと、どうも大蔵省の事務當局あたりの考へ方としては、石炭産業はめんどうであるから、一応こういうことで施策をしておいて、これでまあ何とか片づけたというような考へ方もありはしないかというような心配もあるものですから、特に大蔵大臣に、四十五年度で廃止をするというようなことをお立てになりました基本的な方針についての御意見を承つておきたいと思ひます。

○水田國務大臣 これは、石炭鉱業についての専門家が集まつた審議會で、そういうふうにおいて、その措置をとつたら大体五年において一応解決するだらうという見通しのもとに答申してきましてした

ので、私もそれに従ったということでございますが、実際に五十年たつたらいまの石炭対策というものはこれで所期の目的を達するのかわからないかという問題については、これはこちらからひとつ御答弁をしてみたいと思います。

○菅野国務大臣 ただいま大蔵大臣が御答弁になつたとおり、答申で大体五年たてば自立ができるという見通しをしております。われわれのほうも、いまそういう見通しでいろいろな案を立てておるのであります。しかし、いま大蔵大臣が言われましたとおり、五年先において自立ができぬようであれば、またそのときはそのときで考えてみたい、こう考えております。

○三原委員 私も前から見ますと、両大臣はきわめて樂觀的なものの考え方なり進め方をなさつておるに思ひます。特に、現時点におきまして石炭産業の現況、あるいはその他これに関連をいたします鉱害復旧でございますとか離職者対策の問題、そういう問題等を考へてまいりますれば、それだけでもこの特別会計それ自体の財源でまかない得ないという感を深くいたします。

そこで、以前から問題になっておりましたように、財源が不足する場合には、炭鉱離職者の問題でございますとか、鉱害復旧の問題であるとか、産炭地振興の問題等は本会計のワケ外としてはどうだという意見もあつたのですが、そうした石炭産業なりこれに関連する諸施策とをならみ合わせながら、これは財源的に不足するといふような場合も考へられるわけでございまして、そういう立場を考へました場合に、本会計のワケ外に置くというようにすることは、もうすでにこれはワケの中で処置をしておられますけれども、そういう点についてはワケ外にするという意見も相当強く述べられたわけでございまして、そういう点についてひとつ大蔵大臣の御意見を承りたい。あるいは先ほどお話しございましたように、足らなければ一般会計からこれは繰り入れるんだという御意見もありましたが、そういうものと関

連をして特に御意見を承つておきたいと思ひます。

○水田国務大臣 石炭産業につきましては、それに伴つたと言つた離職や何かのいろいろな問題を付随して持つておる産業でございますから、こういうものををくめて解決の特別会計をつくらうというように、特別会計をつくる目的がむしろそこにあるのでございまして、この会計の中で処理するのが私は妥当な行き方だ。もしそうでなくて、ほかのものはみんなこの特別会計の中から出すんだということでしたら、特別会計をつくる意義というものは私は失われるんじゃないか。また、いま石炭産業のあり方について特別な考慮を払うからこういうことができたのでございまして、そうでなければ、普通一般の産業で特にこれほどの優遇する国の措置などというものはなかなかあり得ないことだ。他産業との均衡から見たらこれは非常な措置でございまして、あえて石炭産業の特殊性にかんがみてこういう措置を私どもがとるといふことでございまして、そのために財源を与へ、これに付随した問題を片づけようといふのですから、金が少し足りないからといって、その中のいろいろな項目を外へ出そうという考え方自身がもう間違ひだと思つております。したがって、私どもは、その考えを生かすために、当面足りない金は一般会計から出してもいいんだというふうな、その特別会計をつくつた性質をやはりはつきりと認識をしてもらわなければ困るというところで、いろいろなものをワケ外に出すことを私どもは賛成しないのでございまして、これは当然だと思つております。

○三原委員 それは、ただ石炭産業それ自体と、あるいはいまのそうした諸対策との問題等で、考へ方のウェートの置き方でいろいろな意見も成り立つと思ひますが、そういう議論はいいましたしません。一応この法案に示されたものに同調しながら話を進めてまいりたいと思ひます。

ただ、最後に一言申し上げておきたいのは、どうもこの処置自身が、先ほども申し上げましたよ

うに、私企業体制下における一産業に対する国の助成としては、私は限界だと思ひます。しかしながら、これだけで現在の至難な石炭産業並びに一連の関係諸施策が四十五年までに、特に石炭産業それ自体が自立安定できるような体制にいくかどうかという点については非常に心配をいたしております。したがって、そういう立場から、大蔵大臣なり大蔵当局に對しましては、せつかくそうした国の基本方針として石炭対策を立てたのでございまして、四十五年にこの法が廃止される前まではぜひひとつ石炭が自立安定できる方向に持つていくように御努力をお願いしたいと思つております。そういう立場において、この特別会計の運用面におきましては、主務大臣である通産大臣が石炭施策を遂行しやすいような体制で大蔵当局の運用をお願いしたいというのが結論でございまして、そういう体制においてあまりにもワケをはめ過ぎて――私は少し極論をいたしましたが、事務当局の中には、石炭対策をきわめて困難な、どちらかというと非常に重荷になる、各施策の重荷になるような感じを与へておるような点もあらうかと思ひます。そういう点で、とりあえず、こういうことで石炭対策の処置を得ておきたいというふうな安易な考えはなからうと思ひますけれども、われわれが石炭施策と取り組んでまいります間に、そういう杞憂を抱くものでございまして、特にこの際せつかくこの時点におきまして石炭の抜本対策としてこの処置がとられております関係上、特に大蔵大臣に對して、いま申し上げましたように、ひとつぜひ、これが廃止になりますまで石炭施策の運用しやすいような財源措置を特に考へておいていただきたい、これを申し添えて私の質問を終わります。

○内田委員長 岡田利春君。

○岡田(利)委員 ただいまの三原委員の質問にも関連するわけですが、この特別会計法は昭和四十五年度までと期限が定められておるわけですが、もちろん、これを廃止する場合に廃止に関する法律案を提案されると思ひますけれども、しかし、

今度の石炭政策の柱になっております異常負債一千億、この元利均等償還は、市中銀行の場合には十年間、政府関係機関の場合については十二年間で償還をするという計画が定められて、今年百二十五億一千万円が計上されたわけですが、もちろん、この程度の財源でございまして、これが廃止されれば当然一般石炭政策の中で、一般予算の中で計上されるということになると思ひますけれども、私は、しかし、昭和四十五年度において石炭政策が、それぞれの企業が自立できて終わりますと、この昭和四十五年度に限つたという点についてどうも理解しにくい面があるわけですが、これはあくまでも、四十五年度で完全に自立できるという確信と、それ以降については残されておる面を含めて一般会計でこれは計上していき、こういう大蔵省の基本的な態度の上に立つて定められたものかどうか、こういう点についてまず見解を承ります。

○相沢政府委員 四十一年七月の石炭鉱業審議会の答申にもございまして、今回の答申は四十五年度までの対策の基本骨格を設定するということになつております。したがって、本特別会計も四十五年度までの対策ということを目途といたしまして考へられたわけでございまして。

○岡田(利)委員 そういたしますと、本法の附則6、7項ですが、今年四十六年度一般会計から繰り入れられておるわけですが、私どもの想定では、その四十五年度までに繰り入れた一般会計の金というものを、これをさらに戻すということはないか、こういう実は判断をいたしておるわけですが、したがって、四十五年度まで限るといふのは、はつきりした立場をとる場合には、足りない場合には一般会計から出す、余れば一般会計にこれを繰り戻すということは、一応立法上の技術的にはそうなるでしょうけれども、実際問題として、これがわずかに四年間の石炭政策で自立ができ、しかも今年四十六億、来年はどうなるか知り

ませんけれども、そういう一般会計から繰り入れたものがさらに繰り戻しできるという状態にはないんじゃないか、こう私は判断をするわけです。この点について見解を承りたいと思います。

○岩尾政府委員 四十五年までに特別会計の終期を設定した理由は、先ほど申し上げたとおりでございます。この対策の基本になります法律が全部四十五年を終期として提案をされておられるわけでございます。特別会計は単なる受けざらでございまして、そういう意味から申ししても、他の法案との関連もあり、特別会計法としては四十五年に限ったわけでございます。

それから、今年、御指摘になりました四十六億というものを一般会計から入れたわけでございますが、附則にも規定がございしますように、余裕ができたときにはこの会計から返すというふうに規定がございします。したがって、われわれとしては、特別会計の終期になる四十五年までには返していただきたいということで法律は定められておりますが、しかし、実際上は、現在の関税収入がどういふふうになりましていきますか、あるいは先生のお話になりました石炭対策というものがどういふふうになるか減るか、この辺のところは今後の推移を待ちませんとわかりません。ただ、長期的に関税収入だけを取り上げて見ますと、先ほどからお話がございましたように、将来非常に伸びる財源であるということで、かなりの金が入ってくるつもりでございしますので、四十五年度までには四十六億は返せるのではないかと、いふふうにはわれわれは考えております。

○岡田(利)委員 まあ法の立て方としては理解できるわけですが、もちろんそれは実態の推移に伴うことでございしますから、これ以上は申し上げませんけれども、ただ、いま通産大臣が四十五年度までにはわが国の石炭企業というものが自立できるということを実は明言いたしておられるわけですが、私は、いまの政策では自立不可能であるという実は前提に立っているわけですが、ということとは、ここ四年間見通しをして、むしろコスト上昇の要因と

いうものが新たに生まれてきて、あるいはまた、炭価の手取りの面について、当初の予想以上の手取り減というものが当然私は出てまいらると思われたい。あるいはまた、深度は深くなつてまいりますから、それに伴う条件の悪化をどう一体克服するか、こういう問題がもうすでに出始めているのではないかと。たとえば、手取り減の最たるものは、御存じのように、原料炭が北海道のほうに重点が移つていく、そうすると、これはむしろ北海道がいままで販売しておった高いシェアよりも安い市場に石炭を運んでこなければならぬ、しかもその距離は、中部から近畿、おそらく中国地方の水島あたりまでは、四十五年までは北海道の原料炭を供給しなければならぬ、こういうことで、これは二重の流通経費がかかり、しかも手取りが減じられていくわけですが、こういうファクターというものがすでに出ておられるわけですが、あるいはまた、電力用炭については、生産をされておられるけれども、これも大体下降をきみ、こういう面もある程度われわれは見通しを十分立てておかなければならぬんじゃないかと。あるいはまた、今年の春闘で見られますように、労働者がいままなか集まらない、そういういたしますと、結局世間相場というものがあつたわけですから、目安の七割におさまるかどうかというところ、私は今日常識ではないかと思つたわけですが、さらに、先ほど申し上げました条件の悪化というものが伴つていく。こうなつてまいりますと、むしろいまよりもマイナス要因、いま予想している以上にマイナス要因というものが明らかに出てくるのではないかと、私は確信を持って実はその判断をいたしておられるわけですが、そういう点については、そこまで精査をされていま再建整備計画が出されているのか、そういう一応の当初の予想とされる面は十分精査はしているけれども、いま言ったようなファクター等についてはまだ未検討の上に今日進められておられるのか、こういう点についてまず通産大臣の見解を承つておきたいと思つた。

○菅野國務大臣 この答申案が、大体答申案とお

り実施すれば石炭産業が安定するといふたてで、答申ができたのでありまして、したがって、通産省もこの答申案の内容どおりに実施をいたしておるのであります。

そこで、答申が出たときから見ればいろいろまた違ふ条件が出ておるのではないかと、いふお話だったのでありますが、もちろんそういうことも出ておるのであります。しかしながら、現在のところでは、この答申案のとおりによれば大体安定できるといふ見通しを一応いたしておられますが、そのファクターが、非常に変わつてきたファクターがあらわれてくれば、またそれについて考えなければならぬと考へておられますけれども、現在の状況では、大体安定ができるという見通しをいたしております。

○岡田(利)委員 関税収入の場合には自動的にこの特別会計に入るわけですが、ただ、一般会計の繰り入れは、これはどういふ形で繰り入れられま

すか。たとえば、従来一般会計等には、四半期ごと

に繰り入れをすれば、年度末に繰り入れをす

るとか、いろいろあるわけなんです、この点に

ついてはいかがですか。

○岩尾政府委員 一般会計からの特別会計への繰り入れにつきましては、法律上は繰り入れはできるといふことで、予算の定むるところによつて四十六億というものを計上いたしております。この計上いたしておりますものを実際上どういふふうに入

れていくかというのことは政府の執行の態度でございまして、現状におきまして、たとえば現在

は暫定予算でございしますけれども、これは二

十七、八日になりましたと本予算になります。特別

会計の執行になるわけでございます。その際に、特

別会計といたしましての出ていく金と入ってくる金との

差額を見ながら、必要に応じて入れていきたい。

やり方はいろいろございしますが、四半期の最初に

入れる場合もございしますし、四つに割つて入れる

場合もありますし、あるいは四半期の終わりに入

れる場合もありますが、その状況を見ながら適切

○岡田(利)委員 今年度の特別会計の予算内容を見ますと、特に注目すべきものは、いわゆる炭層調査費及び坑道掘進補助金五十億、トン当たり大体百円です。次には、石炭鉱業元利補給金

百二十五億一千万、トン当たり直すと二百五十

円です。石炭鉱業安定補給金二十五億、大体こ

れは百二十円。これは対象炭鉱だけであります。

それから、石炭増加引取交付金、これは四十一

億。こういうところが注目されるところであります

けれども、この中で特に聞きましておきたいこ

とは、石炭増加引取交付金の中の鉄鋼の問題なん

です。私どもの当初承つておりましたのは、大体

大蔵省当局は鉄鋼の負担増対策は六百二十二円程

度で一応態度を表明されておる、おそらく六百五

十円くらいでこれはきまるのではないかと、こう実

は予測されておつたことも御存じのとおりであり

ます。ところが、これが予算決定と同時に七百万

の大体に乗つた。今日の鉄鋼の状況というものの

ついては、すでにもう大蔵省当局が十分理解され

ておるところであります。この点の積算基礎とい

いますか、考へ方は一体どういふ立場に立つてこ

の七百万という額が算定されたのか、大臣から見

解を承りたいと思つた。

○井上(亮)政府委員 鉄鋼に對します負担増対策

につきまして、従来は重油の還付方式でやつて

おつたわけですが、還付方式は非常に、何と言

いますか、不公平な点も起りますし、また十分

な点もございします。特に鉄鋼につきましてはこ

ういった点が顯著でございします。本年度から御

承知のような輸入炭価格との価格差を補償する

というふうな負担増対策に切りかえたわけござい

ます。輸入炭価格との格差ということになります

と、やはり各製鉄会社の現実の輸入炭価格とい

うものと国内炭の価格との価格差をとるわけござ

います。昭和四十年年度あたりの実績によりま

す、お説のように六百二十円というふうな金額

もあるわけでございますが、最近のデータにより

ますと、七百万をむしろこえるというふうな実績

見通しになっておりまして、そういうようなところ

から、これはむしろ大蔵省の立場というよりも通産省の立場からしますと、七百万を少しこえるところできてもいいかかったというのが私どもの率直な意見でございます。そのかわり、こういうのを毎年一々変えるのもどうかと思いますので、四十五年度まではある程度それで一定をする、一定するためには七百万をもう少しこえてきめたいほうがいいのではないかと意見を、大蔵省当局にも私どもも申し上げたわけでございますが、結論的には一応七百万ということに査定を受けたわけでございます。決してこれが、何と言いますか、多過ぎるということはないと思います。むしろ、私どもから見ますと、見通しとしましては少し少ないのではないかと感じずらいたしております。

○岡田(利)委員 今日鉄鋼の状態から見れば、これは別に石炭は自由化品目ではございませんし、しかもやはり国内資源を使うという立場もあるわけですから、そういう面から言っているかかと思うのですが、そういう点について今後十分検討して対処していただきたい、こう申し上げておきたいと思っております。

私は、特にこれからの四十五年を目標としての石炭政策というものは、前向き政策というものを真剣に考えなければいかぬのではないかと考えています。先ほど申し上げましたように、この原料炭が北海道のほうに漸次ウエートが変わっていく。そうすると、水島あたりまではどうしても北海道の原料炭を送らなければならぬ。二重炭価の手取り減というものが出てくる。こうなってくると、この流通経費をどうしても軽減するという措置をとらなければならぬと思うわけです。しかもそれは五千トン程度の石炭専用船ではむしろ小型でありまして、大型の石炭専用船をつくる、そういう面でもカバールをしていくという、こういう前向きの流通合理化政策が次に出てこなければいかぬのではないかと。あるいはまた、ビルドの炭鉱というのは海底炭鉱が非常に多くなってくるわけですから、三池についても、有明についても、あるいはまた

端島、高島、松島、あるいはまた太平洋、こういう炭鉱は海底炭鉱なわけです。有明湾の場合には、これは普通のやぐらボーリングで調査ができますけれども、それ以外の荒海の場合は、どうしてもボーリング専用船によって調査をしなければならぬ。しかも事前に調査をしなければ、せっかく補助金を出して坑道を展開していったところが、炭層の条件が当初の予想と違った、ものすごい投資というものをむだにしなければならぬ、あるいは大きな変更をしなければならぬ、こういう問題が出てくるわけです。こういう点については、陸上の場合には一応終わっておりますけれども、海底の場合には終わっていないわけでありまして、こういう点をビルドアップ政策と相呼応して前向きに政策を考えなければならぬのではないかと。あるいは、採鉱技術では、ドイツのホーベルを使って、あるいはまた自走鉄柱を組み合わせた、これがいままで最高の技術であった。ところが、時代はさらに進歩して、ソビエトのシールドワークを使う、ドラムカッターを使う、こういうふうな非常に新しい技術も漸次ずつと進んでくるわけですから、私は、そういう意味においては、四十五年で自立をさせるというのであるならば、そういう前向きの政策についてこれから具体的に検討されなければいかぬのではないかと。これは来年度に向けての課題だと私は思うのですが、こういう点について、大蔵大臣は石炭政策についてどういう見解を持っておられるか、お聞きしたいと思っております。

○水田國務大臣 石炭はいわゆる斜陽産業と言われておりますが、しかし、何と云ってもこれは日本産業にとつては基本産業でございますので、それをそのままだにして日本経済の均衡発展というのを望むことはできない。それだけ石炭産業というものは日本経済にとって大きい関係を持っておりますものでございますから、私どもは、ほかの産業と区別して、この石炭という基幹産業の位置づけをはっきりやって、日本経済の均衡発展に資するための思い切った措置を今回とったということでは

ございます。四年間に二千億円の国費をここへぶち込んでこの問題を取り組もうとするのですから、それだけの金をかけて、四年たつてみたらなおかつ石炭は全然合理化もしないし整理もできてないでどうにもならぬ、コストが非常に高くこれをどうするかというような問題になるようでしたら、これは特別会計をつくらせて国費を入れる対策は無意味だと思っております。それだけの金をかけて石炭問題の解決をしようとする以上は、相当前向きのことをやっても、これが四、五年の間には所期のような合理化が望めるところまで私はやはりやっつけたいと思っております。政府もそれについては全力をあげて尽くすつもりでいなければならぬことだと私は思っております。

○岡田(利)委員 今回の石炭答申と関連を持つ炭鉱労働者の特別年金制度というものが近く法案として本国会に出される見通しであるわけですから、年金局長が来ておりますから、一応年金部会の答申について私も拝見をいたしておきますので、内容については必要とさせていただきますけれども、この負担割りを一体どう考えられておられるのか、この点についてだけ御見解を承りたいと思っております。

○伊部政府委員 石炭年金制度につきましては、有澤先生の年金問題小委員会が相当長期間にわたってまして各方面の意見を徴しまして、去る八月実施に関する考え方がまとまったのでございまして、この中において、負担のめどといたしましてトン当たり四十円程度をめどと考えるということとが明らかにされておるのでございます。この考え方は負担の総額を示しておるのでございまして、基金制度が発足をいたします過程におきまして、これの実際の負担のしかた、これにつきましまして、基金のほうともよく相談をして適切な議論を出したい、かように考えておる次第であります。

○岡田(利)委員 石炭局長、今年度の合理化事業団への納付金はトン当たり幾らになるのですか。
○井上(亮)政府委員 従来三十円を、さらに十五円値上げしたいというふうな考えております。

○岡田(利)委員 私の聞いておるところでは、年金局ではまだ固まっていないうところでは、年普通、年金というものはそれぞれ個人割合で、負担は、事業主が負担しようが個人が負担しようが別として、個人割合でやるのが一応の原則ですね。しかし、石炭年金というのはこういう特殊な年金である、便宜さから考えてトン当たり四十円なら四十円で徴収するということになりますと、企業別のしかも個人に支給する年金の連帯的な負担という形に実質上なるわけですから、私は、そういう方法をとるのであるならば、本年は予算がもうすでに参議院で通過する見込みでありますから無理でしようけれども、そういう連帯的なものであるならば、これは政策としてある程度消化をするような、別にそれを負担するということの意味がなくなつて、消化するような考え方に立つたほうがおののけなう。どうせこれだけの金を出して事業主が負担するということ場合は、これはまた別になるわけですね。従来の年金負担の原則が、大体われわれが聞いておるところでは、便宜さもあってトン当たりいくというところになると、連帯負担ということになるのではないかと、こう私は考えるわけですね。そういう連帯負担であるならば、むしろ政策として含めてささえていくほうがいいのではないかと感じるのですが、大蔵省はどういう御見解でしょうか。別にまだきまっておりますか。

○伊部政府委員 年金制度の保険料の徴収の方法といたしましては、ただいま先生御指摘のように、わが国の年金制度におきましては報酬比例が通常になっておるわけでございます。しかしながら、やはり本来社会保険は相互連帯になつておるわけでございます。たとえば年金の現価につきましても、年齢が高いグループと年齢が低いグループと非常に格差があるわけでございますが、その間にプールをいたしておくと、たとえば厚生年金の中にございまして、第三種の被保険者の中ですでにプールをいたしておりますし、さらに第

○岡田(利)委員 石炭政策の抜本的な対策として特別会計が審議されておる現時点において、少なくともわが国の今年の出炭に大きな影響を与える

生きる者も死んでしまわなければならぬのです、山は動いておるわけですから。それで、これからの石炭政策では、つぶすものははっきりしておるわけですから、否定しておるのですから、これはつぶすでしょう。しかし、巻き添えを食って、生かさなければならぬはずの山も、たとえばガスが出たとか坑内火災が起きたとか、あるいは、そうでなくても、予想しない断層ができて採掘状況が変わり、別に転換しなければならぬという場合に、急速にやらなければ、いまの場合ぎりぎりです。こういう点について、私は、特にその対策をできるだけすみやかに立て、通産省、大蔵省とも意思統一

結炭、いふなれば高炉鉄銑のための味の素に匹敵する低揮発の原料炭、この確保というものは國際的に見て非常にむずかしくなっていくのではない。特に國際的に、大きいアメリカあたりの製鉄会社がそういう鉦區を押え、あるいはそういう炭鉦とも資本提携をしてしまふ、こういう動きが非常に積極的に出てきているわけです。今国会に石油開発公団法案というものが出ておるわけですが、いま日本にあるものは、石炭が五千万トンにセツトされるわけですから、余ってくるのは日本の炭鉦技術というものが余ってくるわけです。日本の炭鉦技術というものは日本の炭層条件に合った特殊な技術を持っているわけです。たとえば急

す。

○岡田(利)委員　これは單に濠州のみならずカナダ等にもあるわけです。そういう点では先手を打って、日本がそういう面についての方向づけをするということが、これまた非常に緊急を要するのではないか、私はかように考えるわけです。しかもそれを炭鉱の余剰の技術が消滅しないうちにやるということ、こういう点について、国策上必要なわけですから、十分検討していただきたいということを申し添えまして、私の質問を終わりたいと思います。

○内田委員長　田畑金光君。

○田畑委員　最初に大蔵大臣に基本的な問題につ

いてお尋ねしてみたいと思います。

御承知のように、今年の二月に総合エネルギー調査会が答申を出しております。それによれば、わが国経済の発展に伴いエネルギー需要はこれまで急速に増大し、今後も伸び率は若干鈍化するがなお欧米諸国に比べて急速な増大を示すというところで、エネルギーの最終需要量を見ると、昭和三十九年度を単位にしますと、昭和四十年年度には二・八四倍、昭和四十五年年度には四・二八倍、昭和五十年年度六・〇三倍、六十年年度一〇・七三倍、このように急速に伸びていくわけです。しかも、エネルギーの輸入依存度というのが、昭和四十年年度が六六%に達し、これに必要な外貨が十六億ドルに及ぶ、こう言っているわけです。このままの状況で推移いたしますと、昭和六十年には輸入依存度が九〇%、これに必要な外貨が約六十億ドルにのぼると指摘しております。しかも、石油は、御承知のように国際的大資本が世界の石油市場を荒らし回っている。国内を見ても、販売部門においては外国の資本が大きく、供給体制は自主性が失なわれつつあるわけです。エネルギー供給の一番大事な長期低廉、安定供給というのは国民経済あるいは国民生活の上において欠くべからざることであります。このように、総合エネルギー調査会の指摘するようなエネルギーの長期供給構造が出てくるということについては、これは非常に大きな問題があるかと私は考えているわけです。ことに、財政金融の最高責任者であり、経済運営について大きな責任を持つ大蔵大臣として、このようなわが国エネルギーの供給構造の推移についてはどのような考えをお持ちであるか、これをまず承っておきたいと思っております。

○水田国務大臣 エネルギー需要が年とともに増大することは、大体すでにおっしゃられるとおりで進んでいく。昭和四十五年の推定もいまできておりますが、その際、それではこのエネルギー対策をどうするかという問題でございまして、国産のエネルギー源を開発することは、それ自身非常に意味があることで、やればやるとい

うのがほんとうだと思えます。問題は、その国産のエネルギー源と、外国から石油を買ってこれをエネルギー源にすることが、どちらがコストが安いのかということ、日本の経済に大きい影響を与えるものでございまして、国産のエネルギー源を特に高いコストで国内産業に使わせることによって日本のコストが上がるということでしたら、日本が国際競争に負ける原因をエネルギー源によってつくっておるといことが言えるのでございまして、これは、私どもは、これがほんとうにペイしない産業である、どうにもした方がないということでしたら、日本の長期計画の上において考えなければならぬというふうに考えています。しかし、今後の答申で見られますように、日本の石炭はまだ五千万トンぐらいの需要を確保できるのだ、そうしてそれだけの出炭を保障する形の経営ができるのなら、決して他のエネルギー源と比べて日本の産業を脅かすものにはならないのだ、保護の余地があるということではございまして、私どもは相当の国費を投じて国産の石炭を守ろうとしていることでございまして、これが実際に他産業に比べてあまりに特別な措置をとりながらなおかつこれが合理化されぬというようなことでしたら、日本経済全体の問題から考え直さなければいけない問題を含んでいるというふうに私は考えております。

○田畑委員 大臣の答弁にありますが、総合エネルギー調査会の答申も、また昨年七月の第三次有澤答申も、わが国の将来の経済のあり方、国際收支の問題、あるいはまたエネルギーの安全保障、確保の問題、あるいはまた雇用の安定の問題、さらには地域経済の繁栄を維持する問題等々から、国民経済の全般的な視野に立って判断したならば、現在の情勢のもとにおいては石炭の五千万トンを維持することは緊急の課題である、こういう前提で政府もこの答申を受けて、昨年の八月閣議決定により、当面緊急に行なうべき具体的な石炭政策を決定されたものと考えております。総合エネルギー調査会の答申の中にもそのことを明

確にうたっておりますし、また、先ほどあげました第三次有澤答申、これを受けた昨年八月の閣議決定などには強く、特に昨年八月の閣議決定は、御存じのように五千万トン以上確保のため努力するということをはっきりうたっているわけですね。したがって、政府としてはそういう前提の上に立って今回の一連の石炭政策を展開されたものと考えておりますが、確認の意味で大蔵大臣の見解を承っております。

○水田国務大臣 そのとおりでございます。

○田畑委員 そのとおりであるとすれば、次に私がお尋ねしたいことは、石炭特別会計の規模は歳入歳出五百二十二億でございます。一体この程度の施策でもって当面の石炭の抜本安定策というものができるといふことを、先ほど来質問の中にもありましたように、私は強く疑問を持つのです。なぜならば、御承知のごとく、今回の石炭政策の柱は、政策需要の増量を中核とした需要の確保、もう一つは、肩がわり措置、安定供給金、炭層探査及び坑道掘進補助金による経理改善対策が柱になっておるわけです。ところが、今日の状態はどうかと申しますと、答申のときに想定された需給見通しとその後の需給実勢とは非常に大きな違いがもうすでに出ておるわけです。特に、一般産業向け一般炭の減少傾向はきわめて急ピッチに進み、それは輸送業あるいは製造業だけでなく、暖房用炭にすら顕著にその傾向は出ておるわけです。このままでは、政策需要が当初の計画どおり増量されたとしても、供給過剰が解消するどころか、貯炭の過剰というものは現実に進んでおるわけですね。そういう一つの問題をとらえてみても、もうすでにこの予算規模では破綻がきておる、こう私は指摘したいわけですが、どのようにお考えになっておるか、これをひとつまず承っておきたいと思っております。

○水田国務大臣 現実がどんどん動いておりますから、当初の計画を立てても、いろんな狂いが出てくることはあり得ると思っておりますが、私どもの心配しますことは、石炭対策の重要性を認識して

去年からこの問題と取り組み、私も予算の編成は十二月からやっておるのでございますが、まだ予算はきまらず、こういうものもきまらずで、実施する方法はないと非常に私どもは心配して、むしろいらしているのでございます。

〔内田大蔵委員長退席、多賀谷石炭対策特別委員長着席〕

国会がフィスカルポリシーをやってくれているという意味じゃないかと思っておりますが、こういう問題は、急速にこの国会がきめて、動かして対策を立てることによって、その推移に対する対策を次々に打っていつて早くやらなければいけないことではないかと思っております。一日でも早く実際の対策を立てたいと思っておりますが、これがよく出てくる間に、いろいろな事態はおっしゃるとおり進んでおりますので、これはもう早く対策を立てなければならぬと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田畑委員 予算が早く成立してこういう問題の解決が一日も早くできることについては、私も全く同感で、そのために、今日この時間には、このようにおそくなくてもなおかつ連合審査会が開かれておるわけです。

そこで、大蔵大臣も、需給関係がすでに破綻を来しているということはお認めになったので、もう一つ、経理改善対策の面についても同様に御認識をお願いしたい、こう私は思うのですが、いろんな対策の実施がおくれている。先ほども指摘いたしましたように貯炭の圧迫がある、金融は梗塞しておる、これが今日の石炭産業を取り巻く情勢であるわけですね。したがって、もう一つの大事な柱である経理改善対策という面から見ても、私は、五百二十二億の規模の予算ではこれはなかなかたはいへんだ、そういう状況に追い込まれておると思っております。

ことに、私遺憾にたえないのは、昭和四十二年の当初予算要求を見ますと、通産省は七百八億八千万を石炭対策費として要求しております。これが削られて、結局五百二十二億に落ちているわ

私は、予算編成の過程において、党を代表してしばしば大蔵大臣のところにも参つて大臣の見解を聞いておりますから、大臣が精一ぱい努力されたということは好意的に見ておりますよ。ただ、しかし、結果から見ますと、このような大事な面の予算の削減がなされたということ、これも結局は五兆円予算を編成しなければならぬという政府にあるいは大蔵省の当初のその前提からしてこのような制約がなされたのじやなからうか。一般会計は四兆九千九百九十九億一千万、それから石炭対策特別会計の新設に伴う一般会計から当特別会計への繰り入れ額は四百七十五億、合わせて四兆九千九百八十四億、あと十六億で五兆円を突破するということと、まあ五兆円以内におさめようという予算編成技術、また国民に対するいろいろな思惑が手伝つたのかどうか知りませんが、こういう予算の程度におさめたというのは、そのはね返りが石炭対策の面にも如実に出ておる、こう指摘されても、これは弁解の余地はないと私は考えます。

○相沢政府委員 原重油の関税収入は石炭財源に充てられるものでございますが、四十二年度は御案内のとおり五百二億円でございまして、これから還付繰り越し分の二十七億を控除いたしました四百七十五億が特別会計の歳入となつております。四十三年度以降は、これはもちろん推計でございますが、石油審議会の議を経て定められました石油供給計画というものがございします。これは本年の三月二十五日にきめられておりますが、これに基づきますところの試算値で申しますと、四十三年度が五百五十九億円、四十四年度が六百十六億円、四十五年度が六百七十九億円というふうになつております。

れだけの対策費を計上しなければならぬ。そういう意味におきまして、私どもは、この財源が将来の対策費に充てるための特別会計でございしますので、どうしてもこれだけの対策は必要だという、その実際のものに應じてこれを使うということでございます。一、二年の対策によって石炭産業の合理化が行なわれて、将来の対策はそれほど必要でないということになりましたら、これは非常にけっこうなことだと思いますが、なかなかそうではなくて、後年度さらに対策を必要とするという事態が来ますれば、さっき申しましたように、政府が必要と認める限りにおきましては、私どもは、必要な経費は、特定経費で足らなければ一般

立法措置によっていろいろな援助措置が講ぜられておりますが、同時にまた、このような火の車の車のお經理をやっておる石炭企業においてはいろいろな政策的な負担を負わされておるわけです。たとえば、昨年の年末の臨時国会において石炭政策の一環としてとられた合理化事業団に対する各個別企業、納付金の問題、これは御承知のように、先ほど質疑応答の中にも出ておりましたが、トン当たり四十五円になっておるわけです。さらに、先ほどまた取り上げられました年金問題を見ましても、過般の石炭鉱業審議会の年金小委員会でも、とにかく炭鉱労働者のために年金制度を創設する、そのために企業主がトン当たり四十円を負担しなくてはならぬ、こういうこともあるわけです。さらにまた、いままでの石炭政策の一つとして国鉄運賃の延べ払いという問題がございましたが、これも御承知のように本年度から石炭企業はそれぞれ国鉄運賃をさかのぼって払わねばならぬ。これもおそらくトン当たり四十円前後にのぼるでしょう。こうなつてきますと、これだけでもトン当たり百二十円前後に及ぶわけです。せっかく政府が、安定補給金であるとか債務の肩がわりであるとか、あるいは各種補助金等々の措置をやつても、すでにまた石炭企業はトン当たり百二十円を負担せねばならぬ、こういう問題が出ておるわけです。あるいはまた、賃金の問題を見ても、御承知のごとく、いま一般産業の賃金のベースアップというのは一〇%から一五%、一八%に及んでおるわけです。ところが、炭鉱労働者の賃金の引き上げというのは、石炭の長期計画の基礎計算においては七%以上見てはおらぬ。七%で押えられているわけです。七%という額は幾らかということですよ。これは一昨年は一万七千円、昨年がたしか七十八円だと思いますが、八十二、三円でしよう。二千円前後ですね。二千円足らずです。

か……。こういう状況で地下産業の労働者が押えられて、その上に立った長期計画だということを認識していただきたい。

同時にまた、もう一つ考えておいてもらわなければならぬことは、石炭の長期計画の基礎になる物価の問題です。物価の問題は、炭鉱経営上の諸資料の値上がりを見ておるわけですが、一体今日一%の物価値上りだけで済むと思つていますか。あなたの方の政策の失敗で、一%どころか、たいへんな物価の値上がりじゃございませんか。それを炭鉱の長期計画の基礎資料には物価の値上りが一%に見るんだぞという形で押えられて炭鉱の長期計画ができておるといふことを見たときに、石炭産業があくまでも大きな視野に立つてわが国の国民経済の中で五千万トンの石炭を確保することが絶対の課題であるとするならば、私は、やはりそれに応ずる施策を当然やってもらわなければならぬし、やるべきだ、こう思うのです。このことを私は強く大蔵大臣に申し上げておきたい。

もう一つ特に大蔵大臣にこの際頭に入れておいていただきたいのは、昨年の七月の答申、八月の閣議決定に基づいて、いまこの予算措置、立法措置がとられておるわけです。ところが、振り返ってみますと、昨年七月の答申は、いつ通産大臣が諮問したのかというところ、一昨年の六月、時の三木通産大臣が石炭政策の安定を期するためにはどうすればよろしいかという諮問案を出して、それが昨年七月の答申となり、この国会でようやく法律と予算の審議をやつておる。先ほど大蔵大臣も心配されたように、予算が通り法律が通つて、これに基づいて個別の石炭企業が政策的な援助措置を受けるのがおそく八月、夏以降になるでしよう。そういうことを考えてみたならば、当面火のついておる石炭企業はどうしていまの苦境を切り抜けるかという大きな問題に立ち至つておるわけですが、私は、そういう意味において、石炭企業の当面の金融措置をどうするか、資金繰りをどうするか、この問題が特に大切だと思うのです。これ

は、通産大臣も四苦八苦、一生懸命努力されておることは私も敬意を表しますが、やはり、何と云つても銀行に顔のきくのは大蔵大臣ですから、大蔵大臣がほんとうにこの問題について親身になつて努力してもらわなければならぬいかぬのじゃないか、こう心配しておるのです。この点、大蔵大臣の見解を承つておきます。

○水田国務大臣 法案が通過することは大体間違いないと思つておる。そうしますと、それを当てにした金融とかいろいろな措置も、これは実際において私どもがやろうとすればできることでございまして、その点では十分遺憾なきを期したいと考えております。

○田畑委員 大蔵大臣は正直な方と承つておりますので、これは今後約束は十分実行してもらえと見ておりますので、ひとつよろしく頼みます。最後に、私はもう一つこの際お尋ねしておきたいのですが、これは特に常磐炭田並びに筑豊炭田で起きておる問題です。それはあるいは大臣の耳にまでまだ入っていないかもしれませんが、多くの中小炭鉱が閉山してしまつたわけです。その結果、その古い隣接炭鉱の浅部水が現在操業しておる炭鉱の坑内に浸透してきている、いわゆる坑内水の問題ですね。現存の炭鉱に非常な負担をかけておる事例があるわけです。これは、私の調べた限りにおいては、常磐地方においては常磐炭礦、これはどういふ状況になつておるかとおししますと、浅部の諸炭鉱が排水して毎分二十八トンの坑内水がほとんど深部へ浸透して、現在稼働しておる常磐炭礦において排水せざるを得ない状況になつておる。この経費は、電力費だけで一億七千万、排水費の総額は二億九千万、約三億になつておるわけです。この浅部浸透水、これをお聞きになつてもおわかりのとおり、負担の面から見ましても、経費の面から見ましても、これは非常に大きな負担になつておるわけですね。さらに、これは筑豊の山野炭業所、山野炭鉱を例にとりますと、この炭鉱においては、たとえば昭和三十五年には流入水は全然なかった。三十八年から四十

年あるいは四十二年以降になつてまいりますと、たとえば三十八年を例にとりますと毎分三・八トン、四十年は四・五トン、四十二年は十二・二トン。これが経理面にどのような圧迫を加えておるかおししますと、かりに四十年をあげますと、トン当たり三百十六円の負担になつておるわけですが、あるいはまた、田川地区を見ますと、新田川炭鉱、これも同じような流入水の被害というものが年々非常に大きくなつてまいりまして、四十年はトン当たり百七十一円、四十一年度は百八十八円、四十二年度は二百八十九円、このようになっておるわけですね。これは結局、石炭政策の結果、もろもろの中小炭鉱が閉山されて、そしてその水が残存する現在稼働しておる炭鉱に入つてきている、それが炭鉱の経理の圧迫になつておるといふのが現実の事態として出ておるわけです。私は、この問題については、やはり国の政策的な措置によつてその犠牲をカバーするということが当然考えられてしかるべきじゃないか、こう思うのです。今回の予算措置においてこのような面に言及されていないということは遺憾でございますが、この際、こういう問題についても、大蔵大臣としても炭鉱の実情に耳を傾けられて善処されることを強く私は希望しておきたいと思つておる。この点、大蔵大臣の所見と、同時に、通産大臣はまだ一回もお答えになつておりませんから、通産大臣の見解を承つておきます。

○水田国務大臣 御指摘の点につきましては、いま通産省において調査中のことでもございまして、この結果によつて私どもは検討をいたしたいと思つておる。

○菅野国務大臣 ただいま田畑委員のお話の件につきましては、これが鉱害の一種とも見られるべきものではないかというようにも一応考えておりますので、これは前向きでひとつ検討したい、こう存じております。

(多賀谷石炭対策特別委員長退席、内田大蔵委員長着席)

○田畑委員 私の質問はこれで終わりますが、以

上申し上げた諸点につきまして、特にさいふを握る大蔵大臣の善処を強く要望して、質問を終ることにいたします。

○内田委員長 これにて連合審査会は終了いたしました。
午後六時五十五分散会